成蹊大学・大学院の学生の皆さんへ

ハラスメントされたとき どうしたらいいの？

「これってハラスメント？」と
思ったときに読む本

成蹊学園ハラスメント防止委員会

成蹊学園NOハラスメント宣言！

成蹊学園は、ハラスメントの防止・問題解決に全力をあげて取り組みます。

成蹊学園は、教育・研究活動の場として自由な雰囲気の中で、「個性を持った自立的な人間の創造」を目指しています。このためには、教職員と学生、学生同士がお互いに「人格を認め合い」、「個人として尊重する」ことが大切です。ハラスメントは、このような個人の人格・人権の尊重に反する行為であり、学生の学ぶ権利への重大な障害となります。成蹊学園は、快適な教育・研究環境、学習環境及び職場環境のもとで、学ぶ権利及び働く権利が保障されることを目指して、ハラスメントの防止・問題解決に全力をあげて取り組みます。

ハラスメントとは？

どのような行為がハラスメントにあたり、どのような行為がそうでないのか、目に見える基準があるわけではありません。自分が何気なく行動し、または発言したつもりでも、相手の人権を侵害し、個人の尊厳を傷つけた場合には、ハラスメントになる可能性があります。

相手を不快にし、人権を侵害するハラスメントを私たちは許しません！

〔 セクシュアル・ハラスメント 〕

相手の意に反する性的言動により、不快感や不利益を与えること、または教育・研究及び学習環境を悪化させることをいいます。

セクシュアル・ハラスメントの例

- 容姿や身体的特徴をからかう。
- 卑猥な冗談を言う。
- 身体に不必要に接触する。
- 食事やデートの誘いを何回もメールで送りつける。
- 性別役割分業意識から、女性にのみ重要でない役割や雑用を与える。（ジェンダー・ハラスメント）
- セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）に対して差別的なことを言う。

…etc.

〔 アカデミック・ハラスメント 〕

教育・研究上の地位や人間関係などの優位性を背景に、適正な範囲を超え、精神的・身体的苦痛を与えること、または教育・研究環境を悪化させることをいいます。

アカデミック・ハラスメントの例

- 「こんな論文を見るのは時間の無駄だ！」など、精神的苦痛を与える。
- 学生に対する好き嫌いによって学習・研究内容やその評価に差をつける。
- 放任主義と称して、研究指導やアドバイスをしない。
- 学習・研究とは関係のない雑用ばかりやらせる。

…etc

その他のハラスメントの例

- あいさつをしない、無視する等により孤立させる。（モラル・ハラスメント）
- 飲酒や一気飲みの強要、酔った上での迷惑行為。（アルコール・ハラスメント）
- 交際中の相手に対して、友達との交際を制限する、携帯電話を勝手に見るなどにより、行動を監視する。（デートDV）

…etc

※これらは例示であって、該当する行為はここに掲げた例で尽きるものではありません。

ハラスメントの被害にあったらどうする？

── ハラスメント相談・申立ての流れ ──

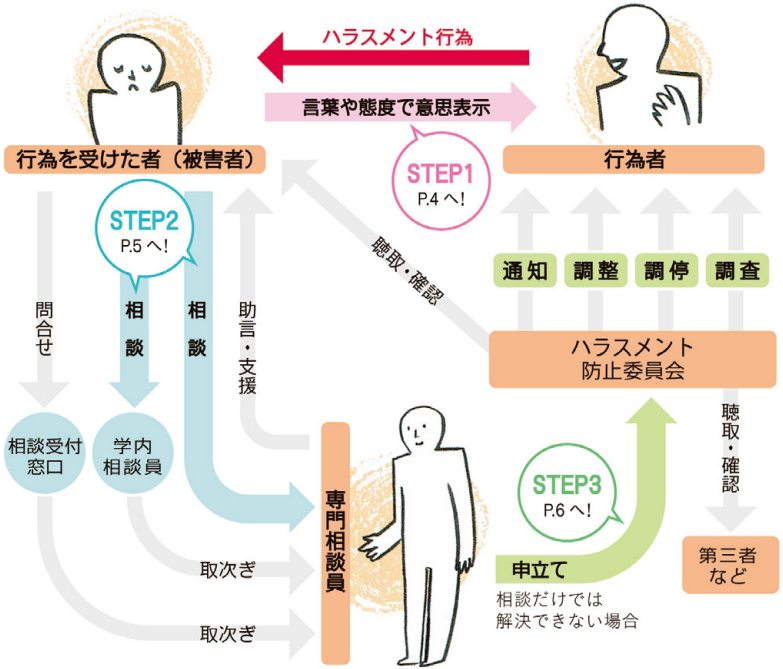

※事案の性質に応じ、上記の手続によらない対応を検討することがあります。

STEP1　まずは、こんな対応を心がけましょう！

自分がハラスメントにあったときの対処の仕方について、日頃から考えを深めておくことが大切です。

1. 言葉や態度で意思を示しましょう。

あなたの気持ちをはっきりと相手に伝えることが解決につながることもあります。意思表示ができない場合は、我慢せず、その場を離れましょう。

2. 誰か信頼できる人に相談しましょう。

友人や先生、先輩、家族など、信頼できる人に相談してみましょう。あなた一人で悩んでいても、相手の行為はエスカレートするばかりで、決して良い結果は生まれません。

3. 具体的な記録を残しましょう。

あなたが受けた不快な行為や嫌がらせについて、日時、場所、発言内容、行為の回数などをできるだけ明確に記録しておきましょう。後々、役に立ちます。

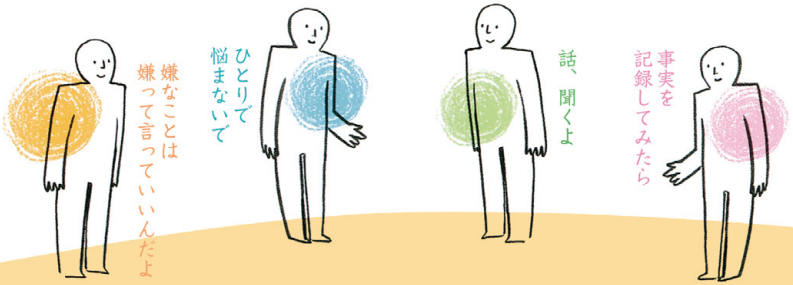

STEP2 ハラスメント相談員に相談しましょう！

ハラスメント相談員には、専門相談員と学内相談員がいます。
最も相談しやすいと思う相談員に相談してください。

専門相談員

成蹊学園が委託する専門のカウンセラーが相談員となります。

受付方法：電話、電子メールで受け付け、面談の日時を決めます。
相談室開室日時：ホームページに掲載しています。
電話：0422-37-3985
E-mail：shsoudan@jim.seikei.ac.jp
ホームページ：https://www.seikei.ac.jp/gakuen/about/efforts/harass/

相談については面談を原則とします。匿名でも相談できます。ただし、具体的な解決手続をとることが必要となった段階では、氏名、所属等の確認が必要となります。被害を受けた当事者だけでなく、その当事者から相談を受けた人、ハラスメント行為を目撃した人も相談することができます。

学内相談員

専門相談員への取次ぎを行います。

学内相談員の名前、連絡先は上記ホームページに掲載しています。

上記の相談員が不在等で連絡がつかない場合、以下の窓口にて取次ぎを依頼することができます。

相談受付窓口：総務部総務課、健康支援センター、学生相談室、大学・高等学校・中学校及び小学校各保健室
利用方法：氏名、連絡先等を記載したものを封筒に入れて窓口に提出してください。窓口から相談員に迅速に取次ぎます。

STEP3 問題解決に向けて、必要な手続きをとります！

相談員の助言だけでは解決に至らない場合、
申立てとして、次のような解決手続をとることができます。

通知

相談者から被害申立てがあったことを本委員会が被申立人に対して伝え、注意を喚起することをいいます。通知は、原則として相談者が特定されないよう匿名で行うものとし、相談者の安全とプライバシーの保護のために最大限の配慮を行います。

調整

相談者及び被申立人双方の立場を本委員会が公平に調整して、問題の解決を図ることをいいます。調整による解決が必要であると認められる場合には、教育・研究環境、学生生活環境の改善と相談者の救済につき、適切な立場の者と協議し問題の解決を図ります。

調停

調停委員会が調停案を作成・提示することによって、相談者の権利回復を目的とする当事者間の合意の形成を支援し、問題の解決を図ることをいいます。

調査

相談に関し、その事実確認、通知、調整及び調停による解決が困難である場合、相談者の申立てにより、ハラスメントの存否について本委員会が調査を行い、その結果に基づき、必要な措置をとることをいいます。

※これらの解決手続きを2つ以上並行して申立てることはできません。

プライバシー保護・不利益取扱いの防止について

相談や申立て（問題解決）に関して、相談員及び本委員会が知り得た情報は漏れることがないよう厳重に取り扱います。また、相談者や証言者が報復、脅迫、その他の不利益な取扱いを受けないように配慮します。

成蹊大学・大学院の学生の皆さんへ

もしかして ハラスメントになるの？

あるいは、第三者として、見たり、相談されたりしたら…

ハラスメントの行為者に
ならないために読む本

成蹊学園ハラスメント防止委員会

あなたがハラスメントの行為者にならないために！

ハラスメントは、個人の尊厳を傷つけるとともに、大学内の人間関係を壊すことにもなります。大学で学ぶ者として、ハラスメントを起こさないために、日頃から次のようなことを心がけましょう。

1. 性に関する受け止め方の違い

性に関する言動の受け止め方には個人や男女間・世代間で差があることを認識しましょう。従来は当たり前のことと考えられていたことや、本人にとっては悪気のないつもりの言動でも、相手を傷つけているかもしれません。

2. 男女間の対等な関係づくり

日常生活にひそむ男女の役割といった固定的な性別役割分業意識から脱し、男女間の対等な関係づくりを心がけましょう。

3. 対等なコミュニケーション

相手の言動に不快感を感じたら、**「NO」**を言える環境づくりに努めましょう。

あなたも気がつかないうちにハラスメントしていませんか？

言葉による ハラスメントの例

- 個人的な性体験についてしつこく聞く。
- 相手の嫌がるニックネームで呼ぶ。
- 「胸が大きい」など容姿や身体的特徴をからかう。
- 「異性関係がだらしない」などの性的な噂を流す。
- 「男（女）らしくない！」など性差別的なことを言う。
- 「まだ採用内定、決まってないの！」などと馬鹿にする。…etc.

行動による ハラスメントの例

- お酒（一気飲み・二次会など）を強要する。
- 個人を誹謗・中傷するような噂やメールを流す。
- 合宿やレジャーなどで女性にお弁当作りを強要する。
- 特定の個人を無視したり、仲間はずれにする。
- デートを強要する。ストーカー行為をする。
- 後輩などを長時間、怒鳴り続ける。…etc.

※これらは例示であって、該当する行為はここに掲げた例で尽きるものではありません。

見てしまった！友人に相談された！その時あなたはどうする？

あなたの周囲に
ハラスメントはありませんか。

自分の周囲のハラスメントを黙認していませんか。見て見ぬ振りをすることは、ハラスメントに加担していることにもなり得ます。第三者としてハラスメントと思われる事態に遭遇したら、弱い立場の人の心情を理解するよう努めましょう。

第三者からの相談も
受け付けています。

被害を受けた当事者だけでなく、その当事者から相談を受けた人もハラスメント相談員に相談することができます。自分ひとりで抱え込まず、専門相談員と一緒に解決に向けて取り組んでいきましょう。

あなたがもし
ハラスメントの相談を受けたら…

友人などからハラスメントのことで相談を受けたら、相談者本人の意思を尊重しながら、学内の相談受付窓口や相談員に相談するようアドバイスしてみましょう。

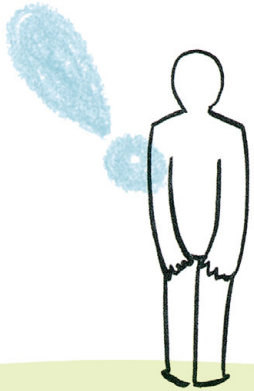

問題解決のために第三者の方にヒアリングすることがあります。

問題解決に向けて、被害者の申立てにより具体的な解決手続をとる場合には、事実確認に際し第三者の方に事情を伺うことがあります。ヒアリングによって本委員会が知った内容は漏れることがないよう厳重に取り扱い、証言者が報復、脅迫、その他の不利益な取扱いを受けないように配慮します。
ご協力をお願い致します。

自分がどんなタイプか理解していますか？

── ハラスメント・チェックシート ──

ハラスメントを防止するためには、まずあなた自身の価値観や日常の言動について理解していくことが大切です。次のことがらについて、そう思うものにチェック☑を入れ、自分のタイプを理解しましょう。

問1
☐ セクハラだとかパワハラだとかいうと、人間関係がギスギスしてやりにくくなる。

問2
☐ 飲み会でお酒を飲まない後輩がいると、場の空気を読めない人だと思う。

問3
☐ デートのときに男が費用を負担するのは当たり前。

問4
☐ セクハラや性被害に遭うのは、その人に隙があるからだ。

問5
☐ イベント（レガッタ等）でお弁当やお茶を用意するのは女性の役割だと思う。

問6
☐ 能力のあるものが力を持ち、能力のないものがそれに従うのは当たり前。

問7
☐ 世の中は多数派を基準に考えるべきで、少数派のことはあまり考えなくていい。

問8
☐ 後輩や恋人が自分と違う意見を言ったり従わないとムカッとくる。

問9
☐ ハラスメントやいじめに遭うのは弱いやつだ。

問10
☐ 個人的に相談された内容（あるいは人から聞いた個人情報）を、本人の許可なく他人にしゃべることがある。

問11
☐ 交際相手がどこで何をしているか頻繁に電話やメールで確認しないと気がすまない。

問12
☐ お笑い番組で人をコケにしているのを見るのはストレス解消になる。

チェック☑の数が **0〜1個のあなた！**

ハラスメント 防止模範学生！

あなたがハラスメントの行為者になる可能性は低いでしょう。とはいえ、あなたの言動によって相手が不快に感じる可能性はゼロではありません。また、行為者ではなく被害者になる可能性は誰しもあります。これからもハラスメントについての正しい理解を深めていきましょう。

チェック☑の数が **2〜3個のあなた！**

ハラスメント 潜在予備軍！

あなたの個人的な価値観や考え方を否定するものではありませんが、今日の組織の価値観や、考え方とは少し隔たりがあるかもしれません。ハラスメントの行為者にならないために、常に相手の立場に立って日頃の言動には気をつけましょう。

チェック☑の数が **4個以上のあなた！**

ハラスメント 要注意人物！

あなたはハラスメントに当たる言動をすでにしている可能性があります。信頼できる身近な人に自分の言動で嫌な思いをしたことがないか素直に聞いてみるのもいいかもしれません。普段の何気ない言葉や行動において相手が嫌な思いをしていないか、常に意識するように心がけましょう。

※ここに示したハラスメントチェックは、科学的・統計的な根拠に基づくものではありません。
皆さんにハラスメントの問題について関心を持ってもらうことが目的です。

このリーフレット及びハラスメント防止委員会に関するお問合せ
ハラスメント防止委員会事務局
（総務部総務課）
E-mail:harass@jim.seikei.ac.jp　TEL.:0422-37-3503
ホームページ ▶▶▶ https://www.seikei.ac.jp/gakuen/about/efforts/harass/

FSC
www.fsc.org
ミックス
紙 | 責任ある森林管理を支えています
FSC® C005144